２０２０年３月２日

商工労働部長　　西田　淳一　様

自治労大阪府職員労働組合労働支部

支　部　長　　裏　野　真　也

２０２０（令和２）年度　要求書

労働支部は、職員の労働条件維持・向上とともに労働行政の拡充・発展のため、組合員の意見を取りまとめ、第６９回支部定期大会の決定に基づき、下記のとおり要求するので、従来の労使慣行を尊重し、協議を行うとともに、誠意ある回答をされたい。回答期限については、別途指定する。

記

１　定年退職に伴う欠員は、職員に超過労働を招くこととなる恐れのある重要な労働条件問題であることから、２０２０（令和２）年４月１日をもって補充すること。

また、年度途中の産休や育児休暇、退職、現職死亡、長期の病気休暇等の欠員も前記同様に重要な労働条件問題であり、早期に補充すること。

２　商工労働総務課、雇用推進室、総合労働事務所、高等職業技術専門校、大阪障害者職業能力開発校及び労働委員会事務局について、２０２０（令和２）年度組織・人員を支部に提示し、労働条件・職場環境の改変に関することを中心に支部と協議すること。

３　大阪府全体で時間外労働縮減の取組みが進められる中、特に、本庁職場では恒常的な時間外労働を強いられている職員が数多く見受けられることから、各グループにおける業務量の充分な精査と、それに見合った適正な人員配置を行い、職員の健康管理と労働条件の改善を図ること。

また、実態として仕事が存在し、時間外労働が発生しているにもかかわらず、職員に責任を押し付ける形で「時間外勤務事前申請」を認めないことをほのめかすなど、結果としてサービス残業を強いるなどコンプライアンスに反した労務管理が行われることが無いよう十分な労働法教育を行うこと。

４　２０１７年５月から行われた「就業促進課職員の勤務時間の割振りの変更」について、適切な運用が行われるよう課内で周知を行うとともに、実施状況を確認の上、支部と定期的な協議を行うこと。

|  |
| --- |
| 【要望事項】  ５　再任用職員の配置については、業務の特性等を十分考慮するとともに、支部との協議を踏まえて配置すること。  ６　平成１４年３月以降、大阪府労働行政は、「大阪府労働施策の基本方向」に基づき各種施策が展開されているが、同策定から既に十年以上が経過し、大阪府労働行政を取り巻く環境などが大きく変化していること、また、総合労働事務所が担っている役割や業務内容を踏まえ、改めて今後の労働行政のあるべき姿を明確に示すため、早急に改定作業を進めること。  改定にあたっては、事前に支部と十分協議すること。 |

【雇用関係の要求項目】

|  |
| --- |
| 【要望事項】  ７　働くことの入口にあたる「雇用」に関し、次のとおり積極的な施策展開を図ること。  (1) 「安定した雇用は最大の福祉である」との認識のもと、労働者の権利を確保し、労働条件の改善をはかる総合的な労働施策を推進すること。  (2) 雇用に関する諸事業を効果的に展開していくためには、国機関をはじめ、府内市町村、経済団体、労働団体等との連携・協力が必要不可欠であるため、「ＯＳＡＫＡしごとフィールド」が行う事業について、「地域労働ネットワーク」を活用して事業展開を図る際には、総合労働事務所と適切に情報を共有するなど、充分に連携して進めること。  (3) 「生活困窮者自立支援法」の施行を踏まえ、①府の労働施策と福祉施策等の役割分担と連携、②国、府、市町村との役割分担と連携に関する考え方を整理するとともに、就職困難者等に対する雇用支援施策について、方向性と現在の検討状況を明らかにすること。 |

【労政関係の要求項目】

８　総合労働事務所については、府民、労使関係者と直接に接し、労働問題、労使関係を専門的に取り扱う現場行政機関という業務特性を踏まえた人員配置を行うこと。

また、労働委員会事務局については、特別職である公労使委員とともに集団的労使関係を中心とする労働関係法規と労働争議・労使紛争にかかる現場実態を取り扱うという業務特性を踏まえた人員配置を行うこと。

さらに、両職場とも、特定の職階または職員に負荷がかからないよう、業務量の平準化など労働環境を整備するとともに、体制を強化すること。

|  |
| --- |
| 【要望事項】  ９　労働行政推進体制の一層の充実・強化を図ること。特に、労働環境のさらなる変動が見込まれる中、本府で労政行政を担っている総合労働事務所において、府内労働者のセーフティネット機能を基盤としつつ、労働行政機関及び労使団体等との連携を強め、労政行政施策を総合的に展開していくことにより、府内における健全な労使関係の形成・安定と府民・府内労働者の安心と生活の安定を図ることが労政行政の重要な責務であることを再確認した上で、次の機能及び関係施策の強化等を図ること。  (1)府民の大半が労働者であり、府政の本旨である府民福祉向上の観点から労政行政を効果的に進めるためには、府内の労働情勢を的確に把握しながら施策をその隅々にまで効果的に届ける得る体制が、そして、府民のための労政行政を進めていく上においては、府民が身近にイメージすることができ、気軽にアクセスすることができる現場機関の存在が不可欠である。そのため、府民からのアクセスが容易で、大阪府政に責任を持つ府職員が労働問題・労使関係を専門的に扱いながら、日常的に、直接そして機動的に府民及び府内地域の関係機関・労使関係者と接することができる現場拠点としての総合労働事務所の組織体制と機能の充実を図るとともに、労政行政にかかる拡充・強化策を進めること。  (2) 労使関係情報収集業務については、その集積を整理・分析することにより、本府労働行政への基礎資料となる根幹的性格を考慮することが必要である。特に、集団的労使交渉における課題やそれによって生み出される成果、現場情報を収集するためのツール（ローカルセンター、産業別労組、単組、合同労組等との日常的関係）を有しているのは、数多くの自治体の中で都道府県の労政主管課、労働事務所のみである。本業務を部の基幹業務と位置づけ、個別労使関係にかかる情報を含めて、次のような取組みを進めること。  ①収集対象情報の範囲を明確にし、情報収集体制を強化した上で、労働団体へのアプローチや労働相談対応などにより、広く集団的労使関係・個別労使関係に関する労働情報を収集・把握・分析し、労政行政の基礎資料の充実化を図るとともに、総合的な労働情報として広く労使関係者が活用できるように発信すること。特に、賃上げ・一時金調査結果をはじめとする集団的労使関係で決定された労働条件等が、広く労働組合のない中小企業労使等の指針となるような情報提供・発信機能を強化すること。  ②労政行政施策の基礎資料となる情報や同施策に対する評価・要望等にかかる情報についても収集に努めるとともに、府政全体の推進に資する公共性が高い労使関係情報の収集にも留意すること。  (3) 労使関係総合調査（労働組合基礎調査等）について、調査実施のため職員が現場等に赴き、労働組合関係者と直接情報交換を行い、現場で生じている問題を的確に把握することは、調査の正確性をもたらすだけでなく、職員の情報収集能力、問題解決能力の向上に繋がり、ひいては労政担当職員を育て、労使関係の安定に寄与するものである。  今後の労使関係行政を担う有意な人材を育成する観点から、労働組合関係者と直接対話・調査する機会を数多く設けることができるよう、組織体制の強化と調査手法の工夫等を積極的に行うこと。  (4) 賃上げ・一時金調査は、労使交渉を通じて生み出される成果を広く公表し、未組織労働者を含めたすべての労働者の労働条件の底上げを図ることを目的として実施されてきた。労使交渉が活発化する時期に、世間相場を示すことで団体交渉の促進に寄与するなど、労使関係の安定を図る施策として極めて重要な側面を有している。今後の調査実施にあたり、上記の本旨を損なうことのないよう、引き続き十分留意すること。  (5) 未組織労働者の組織化にかかる施策を充実させるなど、集団的労使関係施策の機能と体制を強化すること。このことが労使関係の健全な均衡を図り、ひいては企業等の経営の安定と雇用の確保に繋がることに十分留意すること。  (6) 労働相談及び個別労使紛争解決支援システムの充実を図り、集団的労使関係を含め、複雑化・多様化する労働相談・労使紛争事案に対応できる体制を拡充・強化すること。そのため、次のような取組みを進めること。  ①労働相談と労使紛争解決支援の総合的な運営を大阪府特有のシステムとして再確認し、府職員（直接）による体系的な労働相談と労使紛争解決支援の取組みと体制を強化すること。  ②今後の複雑な労働問題・職場環境・労務管理などにかかる相談対応の充実化のため、特別労働相談（弁護士、社会保険労務士）及び職場のメンタルヘルス専門相談を拡充すること。  ③労働相談・労使紛争解決支援等の労使関係安定化（集団、個別）に向けた取組みがより効果的に進められるよう、総合労働事務所と労働委員会事務局との担当者で実務について情報交換等を行う会議（仮称：労使関係安定化実務担当者会議）を開催すること。労働相談・個別労使紛争処理については、大阪労働局とも実務的な情報交換会議を開催すること。  ④府民の労働生活の入口である採用行為が公正に行われるよう、公正採用にかかる相談事業を所管すること。  ⑤職場のいじめ・ハラスメントや職場のメンタルヘルス課題に関する労働相談に効果的に対応するため、大阪産業保健総合支援センターをはじめとする関係機関との連携に、引き続き取り組むこと。  (7) 労働者のメンタルヘルス問題と密接不可分な自殺対策課題について、引き続き地域自殺対策強化交付金等を積極的に活用するとともに、将来にわたって安定した事業展開を図るため府単費での事業展開が図られるよう、府財政当局に対して予算措置を求めること。  (8) 労働者の働く権利と労働契約をめぐる問題が社会的な課題となる中、依然として基本的な法権利を知らない労働者や、労働契約に関する法ルールを知らない・理解していない使用者が多く見られる。総合労働事務所が実施する『きまえ研修講師派遣』事業について、より一層の充実を図ること。特に、社会に巣立つ前の中・高校生及び大学生や、何らかの事情により離職を余儀なくされた離職者等に対する労働法教育施策について、府教育委員会・大阪労働局等と連携し、より一層の充実を図ること。また、労使関係や関係法規等啓発冊子の発行、ホームページ・電子メールによる関係情報の提供など、総合的かつ体系的な労働・労使関係教育・啓発について一層の充実化を図ること。さらに、働きやすい環境整備を促進する関連情報についても積極的に提供・周知すること。これら啓発においては、地域労働ネットワークを積極的に活用しながら事業展開を図ること。  (9)総合労働事務所が事務局を担い、関係機関相互の良好な関係のもとで連携ツールとして運用されている地域労働ネットワークをより一層積極的に活用し、労働関連事業が効果的・効率的に展開されるよう、適正な人員配置を行うこと。  　　また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、不合理な待遇差の解消など、地域労働ネットワークを府内全域に誰もが働きやすい職場づくりにつながる具体事業を展開するツールとして、最大限に運用すること。大阪労働局に対しても同様に位置付けられるよう、働きかけを行うこと。  　　特に、今後の労働環境に大きな変動が見込まれる中、各地域で現下の労働課題について解決が図られるよう、推進会議の下で『働く課題啓発部会（会議）』（仮称）を開催し、構成団体の実務担当者が意見・情報交換等を行い、啓発事業(セミナー、シンポジウムなど)を実施すること。  　　さらに、府内全域にワークルールを定着させるため、地域労働ネットワークにおいて構成団体が行っているワークルール教育をとりまとめた広報媒体（チラシなど）を作成し、広く地域内の学校・中小企業、労働組合、業界団体などに周知し、その利用を促すなどにより取組みを強化すること。  (10) ２０１７年１月の男女雇用機会均等法及びハラスメント対策の指針の改正内容を踏まえ、個人のもつ「性的指向」と「性自認」を尊重する企業風土の醸成、労使関係構築の支援に関する様々な施策を積極的に進めること。  10　府労働委員会において、公務員関係の審査事件、合同労組関係など複雑な事案に対応するため、専門的な事務局体制の充実と職員の増員配置を計画的に行うこと。  11　「地域労働ネットワーク」については、「働き方改革の実現」に向けたワーク・ライフ・バランスの推進や不合理な待遇差の解消など、誰もが働きやすい職場環境づくりに繋がる施策に基づいた具体事業を地域展開するツールとして、最大限の運用を図ること。また、大阪労働局に対しても同様に位置付けられるよう、働きかけを行うこと。 |

【職業訓練関係の要求項目】

12　職業訓練手当について、研究・見直しを行う際には支部と協議し、合意の上で検討を進めること。また、手当支給にかかる手続きなどで、必要な事項については高等職業技術専門校等の判断のみならず、商工労働総務課・人材育成課も含めて統一的な対応を示すなど、必要な対応を行うこと。

13　職業訓練指導員の「欠員状態」は、将来にわたる指導ノウハウの継承に影響し、将来にわたって良質な職業訓練メニューを提供し続けることに問題を生じさせ、加えて、超過労働を招く重要な労働条件課題でもある。

　　昇任・昇格に伴う配置転換や、新たな組織の立ち上げ、定年退職などによって「欠員状態」となることで、本来複数の人数で指導業務を担うはずが、非常勤職員の雇用もままならず、一人で過大な業務を担当するなどで、心身の不調を訴える職員も生じ始めている。2020（令和２）年度当初に欠員状態となる指導員の職種と人数及び校別・科目別の状況を明らかにするとともに、常勤指導員の積極的な採用と配置を行うこと。

職業訓練指導員は少数職種でもあることから、常に欠員状態と定員充足を繰り返すなど、厳しい状態で現場が運営されている。事情により休職などの状況になれば直ちに欠員状態ともなり、担当する指導員には訓練時間前の準備や、一定程度の余裕を持った職員配置を行うなどの対応を通じ、欠員が生じた際の労働条件に対する影響を抑制する対応を行うこと。

14　当局が運用する「職業訓練指導員配置基準」について、訓練指導現場における職員及び訓練生の安全確保の観点などから、国の基準「訓練科ごとに訓練を行う１単位（30名）の訓練生につき３人」及び１科目複数の常勤指導員を基本として、適正な運用に努めること。

15　指導員及び訓練生の安全確保と自信を持ち安心して働き続けることができるよう、取得している指導員免許の専門性を踏まえ、能力と適正に配慮した配置を行うこと。また、指導員免許職種とは異なる科目の担当を行う際や、初めて障がい者対象の職業訓練を担当する指導員が十分に安心して働けるよう、十分な期間と内容の研修を計画的に行うこと。さらに、担当主査制度や広報業務の拡大に伴い、訓練課だけの業務量が過重になることが無いよう、適正な人員配置・労働環境の整備を行うこと。

16　有料化、入校時期の分散化、夕陽丘高等職業技術専門校における大阪府ＩＴステーションの併設に伴い、各校総務課と人材育成課担当グループに生じる業務量の精査を行い、超過労働を招くことが無いよう適切な対応を行うこと。

17　科目再編三か年計画が事実上存在しない状況で、現状では計画性を持った職業訓練の再編が行われているとはいいがたく、ともすれば思い付きや場当たり的とも思えるような安易な見直し案で現場が振り回され、各校で訓練指導を担当する職員は、担当科目の改廃や業務の行く末に不安を持って業務にあたっている。職業訓練に関して識見を持つ職員を配置し、職業訓練に関しての中長期的な計画を継続的に企画するとともに科目の開発を行える体制を整備し、安心して働き続けられる環境整備を行うこと。

高等職業技術専門校・障害者職業能力開発校の再編整備及び訓練科目の改廃については、既に労使確認がされている一年前ルールを前提に、①科目見直しルール、②今後設置すべき科目、③科目開発のあり方及びその方法、④開発に関わる職業訓練指導員の配置基準をはじめ、職員の勤務・労働条件等に影響を及ぼす項目については、細部まで充分に支部と協議すること。

18　東大阪高等職業技術専門校の人材開発センターについては、職員の配置が定員上は行われておらず、現有職員により対応しているが、職員及び利用者の安全に関わる重要な問題であり、定数を確保して配置を行うなど、適切な対応を行うこと。

19　南大阪高等職業技術専門校の産業人材育成支援室が行う業務について、その内容を明らかにするとともに、職員に過重な時間外労働などの負担がかかることが無いよう支部と協議し、効果的な対応策を実施すること。

20　景気の拡大局面が継続していることから、求職者を対象とした職業訓練への応募者が低迷する一方で在職者を対象とした職業訓練が存在感を増しつつある。北大阪、東大阪、南大阪の各校では在職者を対象に職業訓練を行うテクノ講座に加え、企業等が行う在職者を対象とした実習等をサポートする人材開発センター業務で、職業訓練指導員が訓練設備機器等の操作や安全管理のために従事している。実態として単純な施設貸しの手続きではないことから、在職者を対象とした職業訓練業務全般を担う専門チームとしての組織整理と指導員手当の対象業務として認めること。

21　職業技術専門校等への通勤・職場環境など、利用者の利便性や職員の労働条件等にかかる課題については支部と協議すること。

|  |
| --- |
| 【要望事項】  22　職業訓練指導員の欠員に対応するため、やむを得ず非常勤職員を雇用する場合は、現状の週３０時間＋週１０時間などとする手法を改め、週４０時間を前提とすること。  23　職業訓練指導員の再任用職員配置に関しては、生徒指導の継続性を考慮し、本人の希望がある場合は、フルタイムの勤務時間とすること。  24　大阪産業人材育成計画（第１０次大阪府職業能力開発計画）の具体的な取り組みを効果的に進めるための企画・実施体制を検討し、支部と協議すること。  特に、高等職業技術専門校等が行う施設内訓練や、委託訓練、認定職業訓練のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、地域の実情やニーズに対応しうる訓練科目の検討・設置がトータル的に行われるよう、人材育成課内に全体の企画機能を有するグループを設置すること。また、科目の検討・設置にあたっては、訓練現場が持つノウハウを積極的に活用すること。 |

以　上